

柳井地域水道事業の統合に関する基本協定書

令和 6 年 1 月 30 日

柳		井		市
周	防	大	島	町
上		関		町
田	布	施		町
平		生		町
田	布 施 ・ 平 生 水 道 企 業 団			
柳	井 地 域 広 域 水 道 企 業 団			

柳井地域水道事業の統合に関する基本協定書

柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、田布施・平生水道企業団及び柳井地域広域水道企業団（以下「構成団体」という。）は、水道事業の統合について、次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、安全・安心な水道水を適切な料金で、将来にわたり持続的に供給できる水道システムを構築することを統合の目的とする。

（定義）

第2条 この基本協定において、統合する水道事業とは、構成団体が経営する事業のうち、次の各号に掲げる事業をいう。

- （1）水道法第3条第2項に規定する水道事業
- （2）水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業
- （3）水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業

（統合の期日）

第3条 水道事業の統合の期日は、令和7年4月1日とする。

（統合の方法）

第4条 水道事業の統合の方法は、現行の事業ごとに経理を区分し別料金とする経営統合によるものとする。

（経営の主体）

第5条 経営の主体は、柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）とする。

（運営体制）

第6条 事業開始時の運営体制は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により、構成団体が企業団へ職員を派遣することで、これを維持する。

（相互協力）

第7条 構成団体は、企業団が経営する地域の健全な水道事業を実現し水道サービスの向上を図るため、常に相互協力を行うものとする。

(資産等)

第8条 構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団に無償で引き継ぐものとする。

2 引き継いだ水道用資産のうち、水道事業の用に供しなくなった固定資産は、速やかに用途廃止を行い、構成団体協議の上、構成団体へ返還するものとする。

3 剰余金等の資金は、現行の事業ごとに区分管理し、他事業に流用しないものとする。ただし、貸付の場合はこの限りでない。

(統合の事業計画)

第9条 統合の事業計画は、専門部会において、本協定に基づき調整事項について検討を行い、策定するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、構成団体が協議して定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書7通を作成し、各自1通を保有する。

令和6年1月30日

柳井市
柳井市長代理 副市長

周防大島町
周防大島町長

上関町
上関町長

田布施町
田布施町長代理 副町長

平生町
平生町長

田布施・平生水道企業団
企業長

柳井地域広域水道企業団
企業長